

一般質問



前田 治 議員

質問1 豪雨災害の教訓をどのように生かすのか

市長 課題が浮き彫りになった事象を検証し、対応を検討する

問 11月2日、道南を襲った豪雨は、北斗市においても100mmを超え、幸い人的被害はありませんでしたが、家屋への浸水や農作物冠水、流木等による漁業被害、土砂崩れなどの被害をもたらしました。

以下の点についてお伺いします。
 (1)市の報告では床上浸水2件、床下浸水18件、農作物冠水5件となっていますが、被害のあった地域ごとの主な原因について。

(2)今回の災害の教訓及び今後どのように生かすべきかについて。

答(市長) (1)床上・床下浸水については、当別地区が河川の越水による浸水、中野通地区は、降雨期常設ポンプ施設の能力を上回った降雨による浸水、その他の地区に関しては、降雨による低地部などの浸水が原因と思われます。

また、農作物の冠水5件については、東前、清川、中野地区で確認されており、いずれも集中豪雨により地下浸透など、排水が追いつかなかったことが原因と思

われます。

(2)今回の災害は短時間に豪雨が集中したことにより、浸水被害が発生したものと推測されることから、今後に向けては、課題が浮き彫りになった今回の事象を検証し、対応を検討するとともに、地域への周知や職員研修でも取り上げていくことを関係部署に指示したところです。

問 当別1丁目の水害、中野通3丁目の浸水、茂辺地小中学校前通学路の冠水について、どのような改善を行うのか。

答(土木課長) 当別1丁目は、付近の当別川が、人道橋に流木などが引っ掛かったことで流れが阻害され、それに伴い越水した可能性が高いと考えます。

今後は、被災した護岸の補修を検討するとともに、堆積土砂の状況などを確認してまいります。

中野通3丁目は、2台の排水ポンプを設置していますが、今後は、3台目を入れられるよう増設スペースを検討してまいります。

茂辺地小中学校前通学路は、旧道側から橋を渡って水が流れてきたのを職員が確認しており、今後、降雨時などは、旧道や橋の部分の水の流れを確認し、降雨によって汚れた道路の清掃に関してもなるべく早く対応できるように検討してまいります。

質問2 令和3年度からの介護保険料を引き上げなかった要因は

市長 施設整備を行う見込みがなかったため

問 介護保険は、平成12年にスタートし、21年目を迎えています。

しかし、連続する介護保険料の引き上げや介護サービス内容の後退など、制度をめぐる環境は厳しさを増す一方です。

以下の点についてお伺いします。
 (1)第7期保険料(平成30年度〜)が大きく上昇した要因について。

(2)第8期保険料(令和3年度〜)の引き上げを行わなかった要因について。

(3)今年8月から実施された補足給付の見直し内容と入居者負担の影響額について。

答(市長) (1)第6期中に地域密着型特別養護老人ホームを整備したこと、有料老人ホーム等の一部が特定施設入居者生活介護の指定を受けたこと、また、平成29年度に北海道から借り入れた財政安定化基金貸付金の返還をしたことが影響しています。

(2)第6期中に施設整備を行ったことで、サービスの向上が図られたことにより、第7期以降に施設整備を行う見込みがなかったためです。

(3)施設サービスを利用した場合の食費負担が、本人及び世帯全員が住民税非課税で、年間の収入額が120万円を超える方は、

1日の食費負担額が650円から1千360円となりました。

これにより、この類に該当する施設利用者には、1カ月約2万1千300円の負担が増えることとなります。

問 介護保険は、負担が増えてくると、じかに被保険者に重くのしかかってくるという仕組みが、発足当時から変わっていません。

この制度は国の制度ですから、国がしっかり責任を持つよう様々な機会に訴えていただきたい。

答(市長) 今年8月から入居者の食費が結構上がりました。

このような状況は、市長会の中でも、大変だとの思いがありますので、私もきちんと市長会場で主張してまいります。

食費の負担限度額の見直し	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで→見直し後(R3.8月〜)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月〜)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月〜)	R3.7月まで→見直し後(R3.8月〜)
年金収入等≦80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方*

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

【補足給付】食費の負担限度額の見直し
 出典：厚生労働省資料